

◆ 住居表示制度とは・・・

現在の住所は、土地地番（番地）を使って「江戸川区江戸川一丁目〇番地△」と表していますが、これは本来住所としてではなく、不動産登記のために設けられたものです。土地の売買等が頻繁に行われた今、枝番や欠番が増え、順序が不規則になり、住所として使用するには大変わかりにくくなっています。

そこで、昭和37年「住居表示に関する法律」が施行され、わかりやすい道路、河川などを町の町界にして、これまでの土地地番（番地）を使わずに住所専用番号を使って住所をわかりやすく表す住居表示制度ができました。

なお、江戸川区では昭和40年から順次、住居表示を実施し、現在、91.27%が実施済となっています。

◆ 住居表示を実施すると・・・

● 火災や救急のとき

一刻を争う場合、通報を受ける側は場所の特定がしやすく、現場へ早く到着できます。



● 配達・来客のとき

建物の出入口を基準にして住居番号が順序よく付番されますので、郵便・宅配便を早く確実に届けることができます。また、遠方から訪問する方など地域に不慣れな方でも、目的の建物を迷わず探すことができます。



表示板でもっとわかりやすく

● 町の中の各街区の四すみに

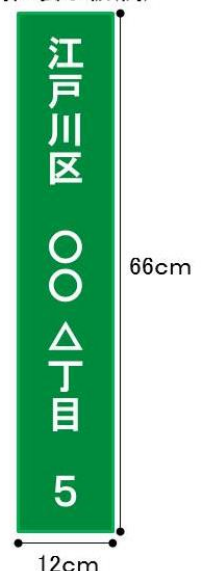
住居表示実施地域に右のような街区表示板を取り付けます。

● お住まいのそれぞれのお宅に

住所が決まりましたら、下のような町名板・住居番号表示板を建物出入口付近の見やすいところに取り付けます。



街区表示板(例)



新しい住所の決め方と表示方

町区域（町名）

わかりやすい道路・河川・鉄道線路などを町界にして区画します。

今回の住居表示では町名・町区域の変更はありません。

街区符号

道路などによって細かい街区（ブロック）に分け、連続するように、符号が付けられます。

住居番号

街区の周囲に一定間隔で基礎番号を振り、建物の主な出入口の位置で住居番号を決めます（基礎番号は、西南の角から右まわりに振ります）。なお、約20戸以上の中高層住宅はさらに部屋番号を加えて表します。

新住所の表示方法

〔一般住宅の例〕	江戸川区	〇〇〇一丁目	6番	14号
〔約20戸未満の中高層住宅の例〕	江戸川区	〇〇〇一丁目	6番	14号 △△マンション 201
〔約20戸以上の中高層住宅の例〕	江戸川区	〇〇〇一丁目	6番	14-203号 □□マンション

住所・土地・本籍（住所と同じ場所をしている場合）との関係

現在は 住所 土地 本籍 とともに同じ土地地番(番地)で表しています。

住所表示実施後は 住所だけを切り離し、「住所専用番号」を使って表します。したがって、住所以外は今までどおり、変更ありません。

住居表示説明会のお知らせ

～ 住居表示実施計画と今後の予定について ～

日時	会場
令和元年 11月17日(日) 午前10時00分～	東部区民館 2階ホール 連絡先 03(3679)1926
令和元年 11月23日(土・祝) 午前10時00分～	
令和元年 11月29日(金) 午後7時00分～	
令和元年 11月30日(土) 午前10時00分～	

※説明内容は、4日間とも同じです。
ご都合のよい日にご出席ください。
なお、電話や窓口でもご質問を承ります。

※令和2年4月頃には手続き等を含めた説明会を予定しています。

※新しい住所は、令和2年9月上旬頃、皆様にお知らせする予定です。



今後のスケジュール（予定）

令和元年 11月	住民説明会開催（上記参照）
	① 現地調査開始（委託業者が調査します）
令和2年 4月	住民説明会開催（別途お知らせします）
5月	② 現地調査開始（委託業者が調査します）
9月	住居表示実施の「告示」 新住所のお知らせ等各種資料配付
10月	各種表示板の取付け
11月	住居表示実施（予定）

ご承知おきいただきますよう、よろしく申し上げます。

住所変更に伴う、表札・名刺・封筒等の作り変えの経費については、誠に恐れ入りますが、自己負担となります。

また、現在の住所が記載された印刷物等の作成について、令和2年11月（予定）から新しい住所に変更となりますので、作り過ぎにご注意いただきますようよろしく申し上げます。